

シ引合セタル後、春日(千倉)に定休之振替へ休業
セシヨ明二十八日午前六時ヨリ一板之靴業スルコト、十
レ且争議解決条件、一十レ争議中ノ給料
中ニ揚位蔵変更紀念給與金ノ内金一千圓
ヲ多議ニ要シタル雜費支弁ノ意味、於テ職工
團、以降交付スル旨ヲ申渡引取ラレタリ
右及申(通)報也

別紙

覺書

- 一 工場長調察
業條件ヲ以テ仲裁者ニ任スルコト
- 二 労働組合ヲ認ムルコト
事業主トシテハ之ヲ認メハル各個人ニ於テ組
合ニ加入スルハ隨意タルコト
- 三 決議機關ヲ設置スルコト
圖滿解決ノ上適當ナル機關ヲ設ク
- 四 休業中ノ給料ヲ全部支給スルコト
十四日分ノ計算並ニ其半額ヲ支拂フ様リ
半額ハ早晚組織変更紀念等ノ名目ヲ
以テ支拂フベトス